

各 位

千葉市財政局資産経営部契約課

## 建設工事等における技術者等の取扱いについて

千葉市財政局資産経営部契約課（以下「契約課」という。）が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託における技術者等の取扱いについて、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### （現場代理人の配置）

- 1 契約課が発注する建設工事に配置する現場代理人については、次の要件を全て満たす場合に、3件まで兼任を認めます。（工場製作期間を含む案件については「9 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む建設工事」、一時中止の案件については「10 工事の全部を一時中止している工事」を参照）。
  - （1）兼任する工事1件の請負金額がそれぞれ4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の工事
  - （2）特記仕様書に兼務できる旨の明示がされている工事
  - （3）兼任する工事が、国又は地方公共団体（当該機関が現場代理人の兼任について承諾をしている場合に限る）の発注する工事であること
  - （4）兼任する工事の工事箇所が千葉市内であること
  - （5）上記条件を満たしていること又は条件を満たさなくなった場合にはその状況を是正することを誓約すること

※ただし次のいずれかに該当する場合、請負金額にかかわらず原則として1件の現場に常駐とします。

- ①低入札調査基準価格を下回る価格により落札し契約する場合
- ②特定建設工事共同企業体として契約する場合

#### （主任（監理）技術者の配置）

- 2 契約課が発注する建設工事に配置する主任又は監理技術者については、原則として建設業法の規定によることとし、1件の請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の工事の場合に専任配置とし、請負金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満の場合は兼任も可能とします。

※ただし次のいずれかに該当する場合は、請負金額にかかわらず1件の現場に専任配置とします。

- ①公告又は指名（見積）通知書で主任技術者の専任配置を求めている場合
- ②低入札調査基準価格を下回る価格により落札し契約する場合
- ③特定建設工事共同企業体として契約する場合

特定建設業者で下請代金の総額が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上となる場合には、「監理技術者資格者証」と「監理技術者講習修了証」が必要です。「監理技術者講習修了証」がない場合、監理技術者として公共工事に配置することができません。監理技術者講習の有効期限は受講された日から5年間となりますのでご注意ください。

#### （監理技術者の配置の特例）

- 3 契約課が発注する建設工事であって、監理技術者を専任配置する場合においては、次に掲げる要件のすべてを満たしている場合、2件まで兼任を認めます。
  - （1）建設業法第26条第3項ただし書に規定する監理技術者補佐を当該工事現場ごとに専任配置できる場合
  - （2）公告又は指名（見積）通知書で主任又は監理技術者の専任配置をもとめていない場合

- (3) 請負代金の額が2億円未満である場合
- (4) 特記仕様書に兼任できる旨の明示がされている場合
- (5) 低入札調査基準価格を下回る価格により落札し契約するものでない場合
- (6) 特定建設工事共同企業体として契約するものでない場合
- (7) 兼任する工事が、千葉市が発注する建設工事であること

#### (現場代理人、主任(監理)技術者及び監理技術者補佐の雇用期間)

4 建設工事における現場代理人及び建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託(以下「測量等」という。)における主任技術者は、資格確認時に、健康保険被保険者証等により雇用が確認できる必要があります。

建設工事における主任(監理)技術者及び監理技術者補佐は、資格確認時に、健康保険被保険者証等により入札参加申請日以前に3か月以上の雇用期間が確認できる必要があります。

#### (資格要件の確認)

- 5 入札参加資格の確認は、開札順序の早い案件を優先して行うこととし、公告の番号順で、公告記載の工事名称の記号順(ア、イ、ウ…)に行います。ただし、低入札調査を行うこととなった建設工事においては、
- ①低入札調査対象者については低入札調査開始時に入札参加資格を確認します。
  - ②低入札調査対象者とならなかった者については、低入札調査後、調査対象者を落札者と決定しないことが確定した日の午後5時の時点で入札参加資格を確認します。
- この結果、各案件の開札の順序と資格確認の順序が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

#### (1) 建設工事

##### ア 現場代理人及び主任(監理)技術者

「現場代理人及び主任(監理)技術者届出書」について、複数名の届け出を行う場合は、届出書の右上に資格確認を行う優先順位を記載する必要があります(特定建設工事共同企業体による共同施工方式による場合は、各構成員ごとに優先順位を記載してください)。

(ア) 総合評価落札方式及び公告で「入札前に入札参加資格確認」の記載のある案件は、主任(監理)技術者ともに2名分まで提出可能です。

(イ) (ア)以外に入札及び見積合わせは、現場代理人及び主任(監理)技術者ともに複数名提出可能です。

現場代理人及び主任(監理)技術者は、届出書の優先順位の順に資格確認を行います。現場代理人及び主任(監理)技術者のいずれか一方が配置できない場合、配置制限の規定に該当した場合や優先順位が不明瞭であった場合などは、当該届出書を無効として、次順位の届出書の資格確認を行います。(例:「優先順位1の届出書の現場代理人」が配置できない場合、優先順位1の届出書を無効にし、優先順位2の届出書の資格確認を行います。)

提出された全ての届出書に記載された現場代理人及び主任(監理)技術者の組み合わせが、いずれも配置できない場合、入札参加資格がないものとして、入札を無効とします。

##### イ 監理技術者補佐

「監理技術者補佐届出書」について、複数名の届け出を行う場合は、届出書の右上に資格確認を行う優先順位を記載する必要があります。

監理技術者補佐は、届出書の優先順位の順に資格確認を行います。監理技術者補佐が配置制限の規定に該当した場合や優先順位が不明瞭であった場合などは、当該届出書を無効として、次順位の届出書の資格確認を行います。

なお、提出された全ての届出書に記載された監理技術者補佐がいずれも配置できない場合、「現場代理人及び主任(監理)技術者届出書」で届け出た監理技術者は、当該工事に専任配置を予定する技術者として届け出たものとみなします(低入札調査基準価格を下回る価格により入札した場合も同様)。

#### (2) 測量等

「主任技術者届出書」は1つの案件につき1部しか提出できません。

※落札決定後に、配置予定となっている現場代理人、主任(監理)技術者及び監理技術者補佐が配置できない等の理由で、契約締結できない場合は、指名停止措置(6か月~12か月)になるとともに、入札保証

金相当額（契約金額の100分の3以上）を違約金として徴収します。

※「現場代理人及び主任（監理）技術者届出書」により提出された配置予定技術者の交代は、死亡・傷病等を除き、原則としてできません。また、現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐の配置にかかる要件を満たすべき開始時点は、余裕期間が設定されている案件を除き、原則として入札参加資格確認時を基準とします（3億円以上の案件については「12 設計金額3億円以上の大規模工事の入札における取扱い」を参照）。

※「監理技術者補佐届出書」を提出する場合には、「現場代理人及び主任（監理）技術者届出書」において届け出る技術者は監理技術者とする必要があります。

#### （低入札価格調査）

6 低入札価格調査対象者に該当する期間は、契約手続中とみなし、以下のとおりとします。

※「低入札価格調査報告書」又は「低入札価格調査報告書の提出に代わる届出書」を提出しない場合、低入札価格調査報告書提出期限までは低入札価格調査対象者です。また、低入札価格調査対象者に該当する期間とは、落札者が決定するか自社の調査が終了するまでです。

#### （1）建設工事

開札順序が先の開札で低入札価格調査対象者となると、他の建設工事の現場代理人及び主任（監理）技術者として配置することができなくなるため、以降の開札では、同一の現場代理人及び主任（監理）技術者を配置する内容となっている「現場代理人及び主任（監理）技術者届出書」は無効となり、次順位の届出書の資格確認を行います。

#### （特定建設工事共同企業体）

7 特定建設工事共同企業体による共同施工方式で実施する建設工事については、各構成員が主任（監理）技術者を専任で配置しなければならないものとします。

なお、配置する主任（監理）技術者は国家資格を有する者に限ります。

#### （総合評価落札方式）

8 総合評価落札方式で実施する案件については、技術提案時に提出する配置予定技術者と、入札書提出時に添付する「現場代理人及び主任（監理）技術者届出書」又は「主任技術者届出書」で届け出る配置予定技術者は合致しなければなりません。合致しない場合、当該届出書は無効となります。

#### （橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む建設工事）

9 事前に工場製作期間について明記されている場合、工場製作のみが行われる期間においては、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能であり、同一の主任（監理）技術者がこれらの製作を一括して管理することができる場合は、同一工場内での同種工事（工場製作）を限度として兼任ができるものとしています。

現場代理人についても同様に、工場製作のみが行われる期間においては、同一工場内での同種工事（工場製作）を限度として兼任ができるものとします。

また、「現場代理人及び主任（監理）技術者届出書」の提出にあつては、工場製作期間・現場施工期間の期間別に提出してください。いずれか一方の提出がない場合、工場製作期間・現場施工期間を通して同一の現場代理人及び主任（監理）技術者が配置されるものとみなします。

#### （全部の施工を一時中止している建設工事）

10 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事の全部の施工を一時中止している期間については、現場代理人は常駐を要しないものとします。また、当該期間内に工事が完了し、かつ「1 現場代理人の配置」の要件を満たす場合には現場代理人を兼任することができるものとします。

#### （現場施工着手まで相当期間が見込まれる建設工事）

11 設計図書（特記仕様書）に、余裕期間の設定の表記及び工事の始期等の内容が明記されている場合、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設定、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）は、現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐の配置を不要とします。

資格要件等の確認を行う際、配置予定の現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐の配置にかかる要件を満たすべき開始時点については、「実工期の始期」とします。ただし、契約締結後、実工期の始期までに現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐を配置できない時は、契約を解除することがあります。

- (1) 工事請負契約書、契約関係書類及び工事関係書類に記載する工期については、全体工期とします。ただし、コリンズ登録の現場代理人、主任（監理）技術者及び監理技術者補佐の従事期間は、実工期のみとします。
- (2) 契約保証の保証期間については、全体工期とします。
- (3) 前払金の請求については、実工期の始期以降でなければ請求することができません。

#### （営業所における専任の技術者が兼任可能な建設工事）

12 千葉市内に営業所（本店又は支店等）を置いている建設業者が、本市発注の建設工事（請負金額 4,000 万円未満（建築一式工事は 8,000 万円未満）を当該営業所において契約した場合には、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場が近接し、当該営業所との間で常時連絡体制をとりうる体制にあるものについては、建設業許可の要件として当該営業所に置かれる専任の技術者を、兼任で本工事に従事させることができます。なお、営業所と工事現場の近接とは、千葉市内の営業所と千葉市内の工事現場を指すものとします。

ただし、特定建設工事共同企業体施工方式により施工する建設工事については、各構成員が主任（監理）技術者を専任で配置する必要があるため、建設業許可の要件として当該営業所に置かれる専任の技術者との兼任はできません。

#### （設計金額 3 億円以上の大規模工事の入札における取扱い）

13 設計金額 3 億円以上の大規模工事については、次のとおりとします。

##### （1）議決を要する工事

ア 現場代理人及び主任（監理）技術者の配置に係る要件を満たすべき時点  
本契約日（議会議決日）

イ 現場代理人及び主任（監理）技術者届出書の提出

入札参加申請時に主任（監理）技術者を 1 名に特定できない場合には、複数名（総合評価落札方式及び公告で「入札前の入札参加資格確認」の記載のある案件は（共同企業体の場合は構成員毎に）2 名分まで）配置予定者として提出することができます。

複数名を配置予定者として提出した場合、契約課で事前の資格確認時に優先順位上位 2 名分の技術者に係る組合せを有効とします。

ウ 契約後の現場代理人及び主任（監理）技術者の配置

（1）イで有効とされた組合せの中から、本契約締結時に配置予定者を選択することができます。

##### （2）議決を要しない工事

ア 現場代理人及び主任（監理）技術者の配置に係る要件を満たすべき時点  
開札日

イ 現場代理人及び主任（監理）技術者届出書の提出

入札参加申請時に主任（監理）技術者を 1 名に特定できない場合には、複数名（総合評価落札方式及び公告で「入札前の入札参加資格確認」の記載のある案件は（共同企業体の場合は構成員毎に）2 名分まで）配置予定者として提出することができます。ただし、開札日（余裕期間が設定されている工事においては実工事の始期）時点において、他工事に従事であると認められる場合には、当該現場代理人又は主任（監理）技術者を無効とします（工場製作期間を含む案件については「9 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む建設工事」を参照）。

複数名を配置予定者として提出した場合、契約課で事前の資格確認時に優先順位上位 2 名分の技術者に係る組合せを有効とします。

ウ 契約後の現場代理人及び主任（監理）技術者の配置

（2）イで有効とされた組合せの中から、契約締結時に配置予定者を選択することができます。

以上